

市議会 9 月定例会の議案について

【strong point/ここが言いたい！】

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 会期 | 8月26日（水）午前10時 開会
} |
| | | 9月16日（水） 【22日間】（案） |
| 2 | 場所 | 秩父市役所　4階　議場 |
| 3 | 内容 | 地方自治法第102条第2項の規定により、秩父市議会9月定例会を令和8年8月26日午前10時、秩父市役所に招集します。
本市議会定例会は、市当局からの付議する議案が、令和7年度の各会計の決算認定等、財産の取得、条例の一部改正、補正予算の計24件であり、また、一般質問の質問者は11人が予定されています。 |
| 4 | 特記事項 | (1) 付議する事件 24件
①決算の認定等 8件
②財産の取得 1件
③条例の一部改正 7件
④補正予算 8件 |

総務部総務課

担当者：乾

☎ 0 4 9 4 - 2 2 - 2 2 5 1

FAX : 0 4 9 4 - 2 3 - 1 3 6 3



秩父市イメージキャラクター

ポテくまちゃんと ぶめるちゃん

令和8年9月定例会会期日程(案)

自 令和8年8月26日
至 令和8年9月16日 } 22日間

会期の予定

区 分	月 日	曜日	開 議	議 事
第 1 日	8月26日	水	午前10時	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 ○市長提出議案の報告 ○議案第68号から議案第91号まで一括上程、説明
第 2 日	8月27日	木	……	○休会(議案調査・一般質問ヒアリング)
第 3 日	8月28日	金	……	○休会(議案調査・一般質問ヒアリング)
第 4 日	8月29日	土	……	○休会(土曜日)
第 5 日	8月30日	日	……	○休会(日曜日)
第 6 日	8月31日	月	午前10時	○請願・陳情 ○議案に対する質疑 ○議案の委員会付託
第 7 日	9月1日	火	……	○まちづくり委員会
第 8 日	9月2日	水	……	○文教福祉委員会
第 9 日	9月3日	木	……	○総務委員会
第10日	9月4日	金	……	○委員会(予備日)
第11日	9月5日	土	……	○休会(土曜日)
第12日	9月6日	日	……	○休会(日曜日)
第13日	9月7日	月	午前10時	○市政に対する一般質問
第14日	9月8日	火	午前10時	○市政に対する一般質問
第15日	9月9日	水	午前10時	○市政に対する一般質問
第16日	9月10日	木	……	○休会(事務整理)
第17日	9月11日	金	……	○休会(事務整理)
第18日	9月12日	土	……	○休会(土曜日)
第19日	9月13日	日	……	○休会(日曜日)
第20日	9月14日	月	……	○休会(事務整理)
第21日	9月15日	火	……	○休会(事務整理)
第22日	9月16日	水	午前10時	○委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論 ○採決 ○閉会

秩父市議会 9 月定例会（内容一覧）

会 期 8月26日（水）～9月16日（水）予定

議 案 決算の認定等 8件 財産の取得 1件 条例の一部改正 7件
補正予算 8件 計 24件

議案第68号 令和7年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 令和7年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 令和7年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 令和7年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第72号 令和7年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号 令和7年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第74号 令和7年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

議案第75号 令和7年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

【以上別紙、歳入歳出合計表のとおり】

議案第76号 財産の取得について

【歴史文化伝承館ほか4施設LED照明器具の取得】

議案第77号 秩父市印鑑条例の一部を改正する条例

【出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴う所要の改正】

議案第78号 秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の
一部を改正する条例

【地方税法の一部改正に伴う所要の改正】

議案第79号 秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

【国基準の一部改正に伴う所要の改正】

議案第80号 秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

【国基準の一部改正に伴う所要の改正】

議案第 8 1 号 秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【国基準の一部改正に伴う所要の改正】

議案第 8 2 号 秩父市出産祝金支給条例の一部を改正する条例

【出産祝金の支給額の変更に伴う所要の改正】

議案第 8 3 号 秩父市火入れに関する条例の一部を改正する条例

【秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正に伴う所要の改正】

議案第 8 4 号 令和 8 年度秩父市一般会計補正予算（第 1 回）

【物価高騰対策事業等の補正措置】

議案第 8 5 号 令和 8 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

【医療費確定に伴う精算等の補正措置】

議案第 8 6 号 令和 8 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金等の確定に伴う補正措置】

議案第 8 7 号 令和 8 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

【介護給付費確定に伴う補正措置】

議案第 8 8 号 令和 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第 8 9 号 令和 8 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第 9 0 号 令和 8 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）

【債務負担行為等の補正措置】

議案第 9 1 号 令和 8 年度秩父市下水道事業会計補正予算（第 2 回）

【農業集落排水事業の管路改築事業の補正措置】

令和7年度一般会計・特別会計歳入歳出合計表

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額	差 引 残 額	* 継 続 費 通 次 繰 越 事 繰 越 故 明 許 繰 越 費	実 質 収 支 額
一 般 会 計	円 34,961,677,108	円 32,124,370,763	円 2,837,306,345	円 (1,460,389,000) 274,879,000	円 2,562,427,345
特 別 会 計	15,355,177,730	14,686,379,433	668,798,297	(71,200,000) 25,700,000	643,098,297
国 民 健 康 保 険 (民 事 業 勘 定)	6,636,415,604	6,330,137,472	306,278,132	()	306,278,132
国 民 健 康 保 険 (診 療 施 設 勘 定)	168,913,900	111,593,242	57,320,658	(71,200,000) 25,700,000	31,620,658
後 期 高 齢 者 医 療	1,018,470,355	1,018,387,294	83,061	()	83,061
介 護 保 険	7,257,712,532	7,107,331,745	150,380,787	()	150,380,787
公 設 地 方 卸 売 市 場	26,193,768	10,071,576	16,122,192	()	16,122,192
駐 車 場 事 業	247,471,571	108,858,104	138,613,467	()	138,613,467
合 計	50,316,854,838	46,810,750,196	3,506,104,642	(1,531,589,000) 300,579,000	3,205,525,642

令和7年度公営企業会計収支合計表

	収 益 的 収 入	収 益 的 支 出	差 引 額	* 事 故 繰 越	当 年 度 純 損 益 (参 考)
病 院 事 業	円 2,968,533,041	円 3,160,030,002	円 △ 191,496,961	円	円 △ 192,314,056
	資 本 的 収 入	資 本 的 支 出	差 引 額	* 継 続 費 通 次 繰 越 事 繰 越 故 改 良 費 繰 越 費	補 て ん 財 源 使 用 額
	円 133,577,000	円 166,023,354	円 △ 32,446,354	円 ()	円 32,446,354
	収 益 的 収 入	収 益 的 支 出	差 引 額	* 事 故 繰 越	当 年 度 純 損 益 (参 考)
下 水 道 事 業	円 1,443,245,110	円 1,262,436,142	円 180,808,968	円 19,844,000	円 166,836,386
	資 本 的 収 入	資 本 的 支 出	差 引 額	* 継 続 費 通 次 繰 越 事 繰 越 故 改 良 費 繰 越 費	補 て ん 財 源 使 用 額
	円 349,651,110	円 752,395,664	円 △ 402,744,554	円 (90,759,000)	円 402,744,554
	収 益 的 収 入	収 益 的 支 出	差 引 額	* 事 故 繰 越	当 年 度 純 損 益 (参 考)

- * 「継続費通次繰越・繰越明許費・事故繰越」欄の（ ）の金額は、翌年度繰越額（歳出）
- * 「継続費通次繰越」・・・履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところに費といいます。また、継続費の毎設定年度の執行残額については、継続最終年度まで
- * 「繰越明許費」・・・歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当繰り越して使用することができます。この経費を「繰越明許費」といいます。
- * 「事故繰越」・・・歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けた「事故繰越」といいます。
- * 「建設改良費繰越」・・・公営企業会計の資本的支出予算の建設改良に要する経費のうち、「建設改良費繰越」といいます。

で、その下段の金額は、未収入特定財源を除いた翌年度へ繰り越すべき財源となっています。より、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができます。これを継続順次繰り越して執行することができます。これを「継続費通次繰越」といいます。該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り

い事故のため年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを

年度内に支払義務が生じなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを